

回 答 書

受付番号	回収年月日	回収場所	担当主管課
第 55 号	平成 25 年 11 月 29 日	伊予市役所	市民福祉部 市民生活課

題 目 (テーマ) : ごみ袋について

提 案 内 容 (要 旨)

今後は一律 200 円にしたらどうかと思う。
 来年 4 月 1 日から実施してください。
 12 月議会にかけてください。

回 答 内 容

ごみ袋の有料化は、旧中山町において合併前の昭和 63 年度から実施されていた制度ですが、平成 17 年度に廃棄物処理に関する基本方針が改正され、市町村の役割として、一般廃棄物処理の有料化を推進することが明確化されたことから、本市といたしましても、ごみ処理施設を共同運営している松前町と歩調を合わせて平成 18 年 10 月より実施しているものです。

指定ごみ袋は、契約店舗にて 1 枚当たり、大(45ℓ)40 円、中(30ℓ)30 円、小(20ℓ)20 円を 10 枚入りで販売する形態を取っていますが、この料金は、ごみ処理経費の一部を負担いただく手数料であります。これにより①ごみの排出抑制や再生利用の推進、②排出量に応じた負担の公平化、③住民の意識改革などを図り、循環型社会に転換していくことを目的に有料化しているところです。

この度、ごみ袋 (大・中・小) の料金を一律 200 円 (10 枚) に統一するご意見をいただきましたが、ごみ袋の有料化は、費用負担を軽減しようとする経済的なインセンティブ (動機付け) により、より小さい容量のごみ袋に移行する意識への誘導を図り、ごみの減量化につなげる目的から、大きい容量の袋の料金が小さい容量のものに比べて安価にならないよう意図して設定しております。

また、近隣自治体の状況は下表のとおりとなっており、必ずしも高額との判断には至らないと思われましますし、先の事由と併せて、ごみの減量に向けた課題に取り組んでまいりる所存でございますので、今後とも市民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

単位：円

市 町 名	可 燃 ご み			不 燃 ご み			粗大ごみ
	大 (45ℓ)	中 (30ℓ)	小 (20ℓ)	大 (45ℓ)	中 (30ℓ)	小 (20ℓ)	
伊 予 市	40	30	20	—	—	—	—
松 前 町	40	30	20	—	—	—	—
砥 部 町	40	30	20	120	90	60	収集なし
内 子 町	40	30	20	40	30	—	500～5,000